

# 所得税や 市・県民税の申告は 正しくお早めに

平成29年分の所得（所得税、市・県民税）の申告が始まります。例年申告期間中は会場が混み合いますので、あらかじめ必要書類の確認を行い、ご自分で作成して早めに提出するようにしましょう。

問合せ 所得税 津島税務署  
☎26-2161  
市・県民税 市税務課市民税G  
☎55-9263

## 申告期間・会場

5.ページの表①②のとおり

- ・ 昨年1年間の事業や収入の総決算です。事業をしている方はもちろん、公的年金収入以外にも収入のある方、または給与収入のある方も次のような方は確定申告をしてください。
- ・ 給与の年収が2000万円を超える方
- ・ 給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ・ 給与の支払いを2力以上から受けており、年末調整されていない給与の収入金額と給与所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ・ 確定申告をしないと所得税が還付される方

## 所得税の確定申告

### 津島税務署からのお知らせ

確定申告書はご自宅で作成し、郵送等で提出できます

確定申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。

ぜひ、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。申告会場に行く手間がかからず画面の案内に従って金額などを入力するだけで計算誤りのない申告書等が作成できます。

作成した申告書は、郵送等により津島税務署にご提出ください。

※名古屋国税局では、申告書等作成に役立つ情報を掲載しています。

(<http://www.nta.go.jp/nagoya>)

「所得税の確定申告書を作成される方へ」をご利用ください。

郵送先 〒496-8720

津島市良王町2-31-1

津島税務署宛て

問合せ 津島税務署 ☎26-2161

## 市・県民税の申告

平成30年1月1日現在、市内に居住している次の方は、市・県民税の申告をしてください。なお、所得税の確定申告書を提出された方は、市・県民税の申告書も併せて提出したことになるため、あらためて市・県民税の申告をする必要はありません。

- ・ 平成29年中に所得があつた方
- ・ 給与所得者で、勤務先から市役所に給与支払報告書（源泉徴収票）が提出されていない方
- ・ 給与所得者で、給与以外の所得が20万円以下の方
- ・ 公的年金収入400万円以下で公的年金以外の所得が20万円以下の方で源泉徴収票以外の所得控除等がある方
- ・ 災害や盗難などの雑損控除や医療費控除などを受けようとする方
- ・ 住所が市外にあつて、事務所、事業所、家屋敷が市内にある方

## 申告期間・会場

5.ページの表③のとおり



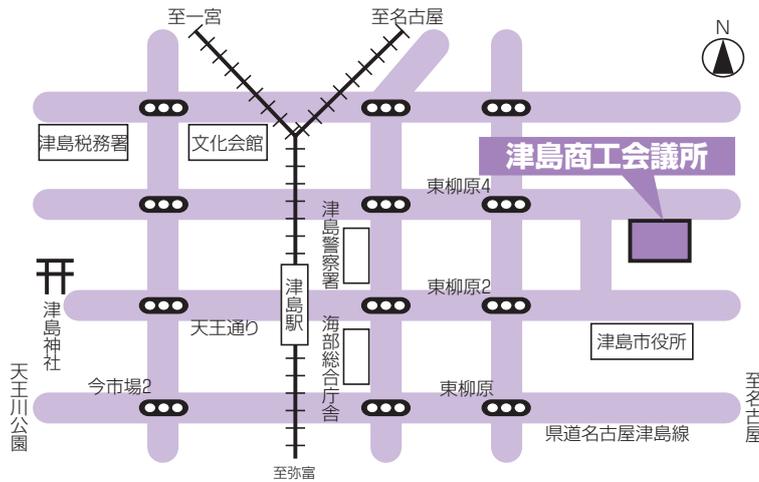
①津島税務署が開設する申告受付会場

場 所	期 間	受付時間
津島商工会議所	2月16日(金)～3月15日(木)の平日 2月18日(日)・25日(日)	午前9時～午後5時 (午後4時までにお越しください)

②市が開設する申告受付会場

場 所	期 間	受付時間
市役所 4 階 大会議室	2月16日(金)～3月15日(木)の平日 ただし、市・県民税の申告に限り、2月14日(水)から受付します。	午前8時30分～11時 午後1時～4時
神守支所	2月16日(金)～27日(火)の平日 3月5日(月)～15日(木)の平日	午前9時～11時 午後1時～4時
神島田連絡所	2月28日(水)～3月2日(金)	午前9時～11時 午後1時～4時

※会場の混雑状況により、受付を早く終了する場合があります。また、②の会場では、平成30年1月1日現在、市内に居住している方が対象です。



申告の相談をされる方へ

- ◆次の方は、津島税務署(津島商工会議所内申告会場)へ
  - ・個人事業主等で青色決算書が未作成または作成の相談をされる方
  - ・平成29年中に土地や家屋、株式を売却された方
  - ・家屋の新築または購入などにより新たに住宅借入金等特別控除を受けられる方
  - ・確定申告をされる方で初めて事業所得(営業等、農業)または不動産所得を申告される方

◆医療費の合計はご自分で

個人ごとに受診医療機関・医療費の領収書の合計金額を計算し、保険金などで補てんされる金額を確認した上でご来場ください。

◆申告書の作成にはマイナンバー(12桁)の記載および本人確認書類の提示が必要です

- 1 個人番号カード(番号確認と身元確認)
  - 2 通知カードや個人番号が記載された住民票の写し(番号確認)と運転免許証、パスポートなどの写真つき(※身分証明書(身元確認))
- ※写真つき身分証明書が困難な場合には健康保険証など

◆必要書類等の確認を

申告に必要な書類等(本人確認書類・印鑑・源泉徴収票・生命保険料および地震保険料の控除証明書・「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」など)は、あらかじめ確認の上、ご持参ください。なお、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料と介護保険料の納付額確認書については、「市政のひろば」1月号p.6ページをご覧ください。

障害者控除対象者認定書の発行

65歳以上で介護保険による要介護認定を受けている方を対象に、「障害者控除対象者認定書」を発行します。所得税および市県民税の障害者控除を受けるために、確定申告の際に添付していただくものとなります(障害者手帳とは異なります)。

対象

**特別障害者** 12月31日現在の要介護認定が「要介護4または5」で、寝たきりまたは重度の認知症の方

**障害者** 12月31日現在の要介護認定が「要介護1以上」の方

※要介護認定の判定において、障害高齢者の日常生活自立度、または認知症高齢者の日常生活自立度が基準以上である方が対象です。

申請により発行します

該当すると思われる方には、1月中旬に申請の案内を送付しています。発行を希望される方は、郵送または申請書をお持ちの上、直接左記へ。

問合せ 高齢介護課介護保険G

☎ 241-1117

# あなたの申告は？

下記の①②③の当てはまる場所で確認してください。

## ① 給与

年末調整は済んでいますか？

はい

いいえ

次のうち1つでも該当しますか？

- ・年末調整済以外の給与がある。
- ・年金など給与以外の所得がある。

はい

いいえ

それは20万円を超えていますか？

はい

いいえ

所得税の確定申告をしてください。

市・県民税の申告をしてください。

控除に変更がありますか？  
(扶養控除・住宅借入金等特別控除・医療費控除・雑損控除等)

はい

いいえ

所得税の確定申告をしてください。

申告の必要はありません。

次のうち1つでも該当しますか？

- ・給与を2カ所以上からもらっている。
- ・給与が103万円を超える。
- ・源泉徴収されている。
- ・年金など給与以外の所得が20万円を超える。

いいえ

はい

所得税の確定申告をしてください。

所得税の確定申告の必要はありませんが、扶養親族の状況、各種控除合計額によって市・県民税の申告が必要となる場合があります。

## ② 個人事業など

個人事業

不動産などの収入

土地・家屋の売却

昨年、所得税の確定申告をしましたか？

はい

いいえ

所得税の確定申告をしてください。

所得額が控除額を超えますか？

はい

いいえ

所得税の確定申告をしてください。

市・県民税の申告をしてください。

## ③ 年金

1年間の年金収入が400万円を超えますか？

はい

いいえ

所得税の確定申告をしてください。

年金以外の所得が1年間で20万円を超えますか？

はい

いいえ

所得税の確定申告をしてください。

あなたの年齢は65歳以上ですか？(昭和28年1月1日以前生まれの方)

はい

いいえ

年金収入が年間で148万円を超えますか？

年金収入が年間で98万円を超えますか？

いいえ

いいえ

申告の必要はありません。  
ただし、源泉徴収されている方は所得税の確定申告をすると所得税が還付されます。

※給与と所得と年金所得がある方は、年金収入が400万円以下であっても、給与と所得が20万円を超えていれば、今までどおり確定申告書の提出が必要となります。

市・県民税の申告をしてください(源泉徴収票どおりの場合は、申告の必要はありません)。ただし、収入金額や扶養親族の状況、各種控除によって所得税の確定申告が必要となる場合があります。

## ①②③のいずれにも当てはまらない方

家族の扶養に入っていますか？(税法上の扶養)

はい

いいえ

申告の必要はありません。

市・県民税の申告をしてください。

国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入の方、福祉医療制度を利用の方などは、収入がない場合でも申告してください。

平成29年分申告時の主な  
注意点

◆給与所得控除の見直し

平成26年度税制改正により、給与所得控除の見直しが行われ、給与所得控除の上限額が段階的に引き下げられます。

給与所得控除上限額の変更			
区分	現行(平成26年度～平成28年度課税分)	平成29年度課税分	平成30年度以後の課税分
上限額が収入に適用される給与収入	1,500万円	1,200万円	1,000万円
給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円

◆医療費控除の明細書添付の義務化

平成29年分の確定申告から、医療費控除を受ける際は、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の作成および添付が必要となりました。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

※医療保険者からの医療費通知を添付する場合は、作成を省略できます。

◆スイッチOTC薬控除（セルフメディケーション税制）の創設

健康の保持増進および疾病の予防への取り組みとして一定の取り組みを行っている方が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品等購入費（※）を支払った場合には、一定の金額の所得控除（医療費控除）を受けることができます。

ただし、スイッチOTC薬控除は医療費控除の特例であり、従来の医療費控除との選択適用となります。したがって、この特例の適用を受ける場合は、従来の医療費控除を併せて受けることはできません。

また、選択した控除を、更正の請求や修正申告において、変更することはできません。

※特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から、ドラッグストアで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品（スイッチOTC医薬品）の購入費をいいます。



# 津島市巡回バスへの広告掲載募集

ふれあいバス（津島市巡回バス）の車体および車内に掲載する広告を募集しています。

「ふれあいバス」は、毎日（日曜日、年末年始を除く）市内を運行し、平成28年度は、54,941人の方にご利用いただきました。

募集期間 随時

募集広告 下表のとおり

その他

広告募集の詳細および申込様式は、市ホームページ（トップページのピックアップコンテンツ）からご覧いただけます。

問合せ・申込先 企画政策課行政経営G

☎55-9465

掲載場所	規格	広告料金月額(税込)	枠数	申込期限
車両全面ラッピング	前面部・天井部・ガラス部を除く 車両側面および車両後部	54,000円	1	掲載40日 前まで
車両右面ラッピング	縦950mm×横2,300mm	30,240円	1	
車両左面ラッピング	縦950mm×横1,350mm	17,820円	1	
車両後部ラッピング	縦320mm×横1,360mm	5,940円	1	
車内窓上部広告枠	日本工業規格B3版 (縦364mm×横515mm)	2,160円/枠	10	掲載30日 前まで

※所定の様式にご記入の上、上記申込期限までに申し込みください。

